

河南町防犯カメラ修繕費補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民の安全を図るため、設置された防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）を維持管理する地区に対して、補助金を交付することに關し必要な事項を定める。

(補助対象)

第2条 町長は、河南町街かど防犯カメラ設置費補助金交付要綱（平成23年河南町告示第42号）に基づく補助金の交付を受けて設置した防犯カメラの次に掲げる機材の修繕に係る経費に対し補助金を交付する。

対象機材：カメラ、制御盤キャビネット内に収められたデジタルビデオレコーダー、送風ファン、電源配線、配電機器ブレーカー等

2 メンテナンス契約を締結し、保守を行っている場合においても部品の交換、修繕における相応する費用を対象とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、1回の修繕につき要した費用の2分の1とし、2万円を限度とする。（100円未満切り捨て）

(補助金の交付申請)

第4条 補助金を受けるようとする地区（以下「申請者」という。）は、河南町防犯カメラ修繕費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添え町長に申請するものとする。

（1）防犯カメラ設置位置図

（2）修繕に係る費用の支払領収書（内訳書含む）の写し

保守点検費用に含まれる場合、その見積書及び修繕明細書の写し

（3）その他町長が必要と認める書類やその写し

2 前項の申請は、修繕完了の日から30日以内に行うものとする。

(補助金交付の通知)

第5条 町長は、第4条の規定による補助金の交付申請書の提出があった場合は、これを審査し、交付額を決定のうえ、河南町防犯カメラ修繕費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 前条の規定により、補助金交付決定通知を受けた申請者は、河南町防犯カメラ補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による交付請求書を受けてから30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金返還）

第7条 申請者が次の各号に該当するときは、町長は、補助金の返還を命ずることができる。

（1）虚偽の申請等不正に補助金を受けたとき。

（2）補助金を交付目的以外に使用したとき。

（庶務）

第8条 この要綱に定める補助金に関する庶務は、防犯カメラ担当課において処理する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。